

議案第 82 号

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（保育料及び入園料の額）」に改め、同条第1項を次のように改める。

保育料の額は、加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成26年加西市条例第 号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあつては、居住する市町村の定める額）とする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 入園料の額は、6,000円とする。

別表加西市立北条東幼稚園の項及び加西市立富田幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第1項の規定は、平成27年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(審議資料)

北条東幼稚園が平成 27 年 3 月末に閉園すること及び富田幼稚園が、従来の子育てひろば（ねひめキッズ）事業に加え、平成 26 年 7 月から富田学童保育園として供用開始したことにより同幼稚園を廃止するため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- ・ 保育料の根拠を新たに制定する「加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」とするための改正
- ・ 北条東幼稚園及び富田幼稚園の規定の削除